

広島市規則第53号

平成21年3月31日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(温室効果ガス等)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄とする。

2 条例第2条第5号の規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱、地熱その他化石燃料以外のエネルギーのうち市長が定めるものをいう。

(連鎖化事業)

第3条 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事

項とする。

- (1) 条例第 8 条第 3 項の連鎖化事業を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）が同項の加盟者（以下「加盟者」という。）に温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況に関する報告をさせることができること。
- (2) 連鎖化事業者が、加盟者が設置している事業所に関して、空気調和設備、冷凍機器又は冷蔵機器、照明設備、加熱機器又は調理機器その他の温室効果ガスの排出を伴う設備の機種、性能等を指定していること。
- (3) 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書等に前 2 号に掲げる事項の定めがある場合にあっては、当該事項を遵守する旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、条例第 8 条第 1 項の事業活動環境配慮指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）で定める事項
（事業活動環境計画書の提出等）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による事業活動環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量
- (2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第 9 条第 4 項の原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温

室効果ガス排出量は、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 条例第9条第4項の原油換算エネルギー使用量は、事業活動環境配慮指針に基づき、同条第2項の特定年度（以下「特定年度」という。）に使用した燃料の量並びに特定年度に他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ原油の数量に換算した量の合計とする。

(2) 条例第9条第4項の二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、事業活動環境配慮指針に基づき、温室効果ガスである物質ごとに、その排出を伴う事業活動の区分に応じて算定した特定年度の排出量を合算した量を二酸化炭素の数量に換算した量とする。

4 条例第9条第5項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書の提出は、事業活動環境配慮指針に基づき、行わなければならない。

（事業活動環境報告書の提出）

第5条 条例第10条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業活動環境報告書の提出は、事業活動環境配慮指針に基づき、計画期間の各年度の翌年度の7月31日までに行わなければならない。

（事業活動環境計画書等の概要の公表）

第6条 条例第11条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、事業活動環境配慮指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

（事業活動環境計画書等の評価）

第7条 条例第12条第2項の規定による通知は、書面により行うものと

する。

- 2 条例第 12 条第 3 項の規則で定める者は、同項の評価の結果が優良である者とし、同項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(自動車環境計画書の提出等)

第 8 条 条例第 16 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による自動車環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。

- 2 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、同項の特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制その他市長が定める事項とする。

- 3 条例第 16 条第 3 項(条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の自動車環境計画書の提出は、条例第 15 条第 1 項の自動車環境管理指針(第 10 条において「自動車環境管理指針」という。)に基づき、行わなければならない。

(自動車環境報告書の提出)

第 9 条 条例第 17 条(条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による自動車環境報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。

(自動車環境計画書等の概要の公表)

第 10 条 条例第 18 条(条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、自動車環境管理指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

(建築物環境計画書の提出等)

第 1 1 条 条例第 2 2 条第 1 項又は第 2 5 条第 1 項の規定による建築物環境計画書の提出は、条例第 2 2 条第 1 項の特定建築物 (条例第 2 5 条第 1 項の場合にあっては、同項の当該新築等に係る建築物とする。以下「特定建築物等」という。) に係る工事の着手予定日の 2 1 日前までに行わなければならない。

2 条例第 2 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物等に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- (2) 特定建築物等に係る工事の設計者の氏名 (当該設計者が建築士事務所に属する場合にあっては、当該設計者の氏名並びに当該建築士事務所 of 名称及び所在地)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第 2 2 条第 2 項 (条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による変更の届出は、条例第 2 1 条第 1 項の建築物環境配慮指針に基づき、行わなければならない。

4 条例第 2 2 条第 2 項 (条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事の着手予定日の 1 5 日前までに行わなければならない。

5 条例第 2 2 条第 2 項ただし書 (条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規則で定める軽微な変更は、条例第 2 2 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更であって、同号の評価の結果に変更が生じないものとする。

(建築物環境計画書等の概要の公表)

第 1 2 条 条例第 2 4 条 (条例第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による公表は , インターネットの利用その他の適切な方法により , 行うものとする。

(特定緑化建築物等の緑化)

第 1 3 条 条例第 2 8 条第 1 項に規定する規則で定める区域とは , 次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 7 条第 1 項の市街化調整区域内に含まれる同法第 1 2 条の 4 第 1 項第 1 号の地区計画の区域 (同法第 1 2 条の 5 第 2 項第 3 号の地区整備計画 (市街地として計画されている区域の面積が 2 0 ヘクタール以上のものに限る。) の区域に限る。) 内で施行される同法第 2 9 条第 1 項の許可を受けた開発行為又は土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 0 9 号) の規定による土地区画整理事業により造成された区域

(2) 公有水面埋立法 (大正 1 0 年法律第 5 7 号) の規定による公有水面の埋立てに係る区域 (都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域に隣接するものに限る。)

2 条例第 2 8 条第 2 項に規定する規則で定める部分とは , 次に掲げる施設に係る部分のうち , これらの施設の用途を考慮して市長が必要と認める部分とする。

(1) 学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 1 条に規定する学校の敷地のうち , 運動場その他屋外の運動施設

(2) 工場における煙突 , 変電設備その他の工場の稼働に必要な屋外にあ

る施設

(3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める施設

3 条例第28条第3項の規定による同条第2項の緑化施設等面積（「以下「緑化施設等面積」という。）の算出は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める換算面積を合計することにより行うものとする。

（緑化計画書の提出等）

第14条 条例第29条第1項の規定による緑化計画書の提出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第29条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第28条第1項の特定緑化建築物等（以下「特定緑化建築物等」という。）に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日並びに特定緑化建築物等に係る工事の着手予定日及び完了予定日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第29条第2項の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事の着手予定日の15日前までに行わなければならない。

4 条例第29条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げ

るものとする。

- (1) 特定緑化建築物等の敷地面積及び建築面積の変更を伴わない変更であって、緑化施設等面積が減少しないもの
- (2) 条例第29条第1項の緑化計画書に記載した工事の着手予定日又は完了予定日の変更（当該工事の着手予定日又は完了予定日の前後1年以内の日を変更後の工事の着手予定日又は完了予定日とする変更に限る。）

5 市長は、条例第29条第1項の規定により提出された緑化計画書（同条第2項の規定による変更後の緑化計画書を含む。）の内容からみて当該緑化計画書における特定緑化建築物等に係る条例第28条第1項の緑化率が条例別表の右欄に定める割合以上であると認める場合には、当該緑化計画書に係る同項の特定緑化建築主に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（適用除外）

第15条 条例第32条第2号に規定する規則で定める建築物とは、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する公園又は緑地内に建築される建築物
- (2) 建築基準法第3条第1項に規定する建築物又は同法第85条に規定する仮設建築物
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する貯蔵所若しくは取扱所又は火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第1項の火薬庫
- (4) 道路、鉄道又は軌道で高架のものの下に存する建築物

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が定める建築物

(エネルギー環境計画書の提出等)

第16条 条例第35条第1項の規定によるエネルギー環境計画書の提出は，毎年度，7月31日までに行わなければならない。

2 条例第35条第1項第4号の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標

(2) 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組

(3) 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が定める事項

3 条例第35条第2項の規定による変更後のエネルギー環境計画書の提出は，条例第34条第1項のエネルギー環境指針（第18条において「エネルギー環境指針」という。）に基づき，行わなければならない。

(エネルギー環境報告書の提出)

第17条 条例第36条の規定によるエネルギー環境報告書の提出は，同条の措置を実施した翌年度の7月31日までに行わなければならない。

(エネルギー環境計画書等の概要の公表)

第18条 条例第37条の規定による公表は，エネルギー環境指針に基づき，インターネットの利用その他の適切な方法により，行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第19条 条例第48条第2項の規定による通知は，書面により行うもの

とする。

- 2 条例第 48 条第 2 項に規定する公表の対象となる者は、同項の規定による通知を受けた場合において、意見を述べようとするときは、所定の期間内に、意見を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、公表の対象となる者は、証拠書類又は証拠物を併せて提出することができる。

(計画書等の様式等)

第 20 条 次に掲げる書類の提出又は届出は、所定の様式により行うものとする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項若しくは第 13 条第 1 項の事業活動環境計画書，
条例第 16 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の自動車環境計画書，
条例第 22 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の建築物環境計画書，
条例第 29 条第 1 項の緑化計画書又は条例第 35 条第 1 項のエネルギー環境計画書
- (2) 条例第 9 条第 5 項（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書，
条例第 16 条第 3 項（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書又は
条例第 35 条第 2 項の規定による変更後のエネルギー環境計画書
- (3) 条例第 10 条（条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）
の事業活動環境報告書，
条例第 17 条（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の自動車環境報告書又は
条例第 36 条のエネルギー環境報告書

- (4) 条例第 22 条第 2 項（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書，条例第 23 条（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書，条例第 29 条第 2 項の届出に係る届出書又は条例第 30 条の届出に係る届出書
- 2 前項各号に掲げる書類（条例第 23 条（条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書及び条例第 30 条の届出に係る届出書を除く。）は，正副 2 通を提出しなければならない。
- （委任規定）

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

- 1 この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条の規定は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 22 年 4 月 21 日までの間に，特定建築物等に係る新築等をしようとする者に対する第 11 条第 1 項の規定の適用については，同項中「条例第 22 条第 1 項の特定建築物（条例第 25 条第 1 項の場合にあっては，同項の当該新築等に係る建築物とする。以下「特定建築物等」という。）に係る工事の着手予定日の 21 日前までに」とあるのは，「平成 22 年 4 月 1 日以後速やかに」とする。
- 3 施行日から平成 22 年 4 月 30 日までの間に，特定緑化建築物等に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知をしようとする者に対する第 14 条第 1 項の規定の適用については，同項中「建築基準法（昭和 25 年法律第 20

1号)第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日の30日前までに」とあるのは、「平成22年4月1日以後速やかに」とする。

別表（第13条関係）

区 分	換 算 面 積
<p>建築物の外壁に整備される条例第28条第2項の緑化施設（以下「緑化施設」という。）（木本の植物に限る。以下「壁面緑化施設」という。）</p>	<p>壁面緑化施設が整備される外壁の水平方向の長さに1メートルを乗じて得た面積（壁面緑化施設のために補助資材が整備されている場合にあつては、当該補助資材で被われる面積）</p>
<p>高さ4メートル以上の樹木</p>	<p>14平方メートル</p>
<p>高さ2.5メートル以上4メートル未満の樹木</p>	<p>8平方メートル</p>
<p>高さ1メートル以上2.5メートル未満の樹木</p>	<p>4平方メートル</p>
<p>高さ1メートル未満の樹木</p>	<p>当該樹木の樹冠の水平投影面積又は当該樹木に係る植込区画の水平投影面積のうちいずれか大きい面積</p>
<p>壁面緑化施設以外の緑化施設のうち、芝その他の地被植物</p>	<p>当該芝その他の地被植物に係る植込区画の水平投影面積（当該芝その他の地被植物が植込区画に存しない場合にあつては、当該芝その他の地被植物の水平投影面積）</p>
<p>花壇その他これに類するもの</p>	<p>当該花壇その他これに類するもの</p>

	に係る植込区画の水平投影面積 (当該花壇その他これに類するものが植込区画に存しない場合にあっては、当該花壇その他これに類するものの水平投影面積)
水流、池その他これらに類するもの(樹木等と一体となって設けられるものに限る。)	当該水流、池その他これらに類するものの水平投影面積
上記の施設に附属して設けられる園路、土留(植込区画の外縁をなすものを除く。)その他の施設(以下「園路等」という。)	当該園路等の水平投影面積(他の緑化施設の換算面積の合計の4分の1を超えない範囲に限り、換算面積に算入するものとする。)
太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置	当該太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置の水平投影面積

備考

- 1 道路境界線から5メートル以内の区域に設けられる緑化施設であって、当該敷地の外部から容易に見ることができるものに係る換算面積は、当該緑化施設に対応するこの表の右欄に定める換算面積に1.5を乗じて得た面積とする。
- 2 条例第28条第2項の緑化施設等(壁面緑化施設を除く。以下この備考の2において「緑化施設等」という。)に係る換算面積の基

礎となる水平投影面積に係る水平投影面（樹木（高さ１メートル以上のものに限る。）にあっては，当該樹木の幹の中心をその中心とし，当該樹木に係る換算面積をその面積とする円の水平投影面。以下この備考の２において同じ。）が，他の緑化施設等に係る換算面積の基礎となる水平投影面積に係る水平投影面と重複する場合におけるその重複する部分の水平投影面積については，そのいずれかの緑化施設等に係る換算面積にのみ算入するものとする。

- 3 可動式の緑化施設であって，その容量が１００リットル未満のものについては，換算面積の算出の対象としないものとする。
- 4 この表において「補助資材」とは，植物を建築物の外壁に固定するための格子状の資材等をいう。
- 5 この表において「植込区画」とは，土留等で区画された土地であって，緑化施設でおおむね被われるもののうち市長が定めるものをいう。

